

議案第 88 号

原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介の申立てについて

原子力損害の賠償に関する紛争に関し、下記のとおり和解の仲介(あっせん)を申し立てることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月15日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 申立先

東京都港区西新橋1丁目5番13号 第8東洋海事ビル9階
原子力損害賠償紛争解決センター

2 相手方

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

3 申立ての趣旨

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して本市が平成28年3月31日までに行った放射能対策に要した費用(公費により補填されたものを除く。)のうち、これまで本市が相手方に賠償を請求したにもかかわらず、いまだ相手方と支払の合意に至っていない費用148,579,449円並びに当該費用の額及び支払い済みの費用の額に対する各損害項目における損害発生日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を賠償するよう求める。ただし、申立前に、相手方が

当該費用の額の一部を支払うことについて本市と合意した場合にあっては、当該費用の額から当該合意した額を除いた額とする。

4 あっせん進行の方針

本件あっせんの進行上特に必要がある場合には、申立額の変更その他の変更をすることができるものとする。

理 由

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して本市が行った放射能対策に要した費用について、東京電力ホールディングス株式会社に対し賠償を求めて交渉を行ってきたが、いまだ同社と支払の合意に至っていない費用があることから、原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき提案するものである。